

改正

令和3年3月26日告示第198号

林業種苗譲渡規程を次のように定める。

林業種苗譲渡規程

(趣旨)

第1条 この告示は、県営苗畑及び森林資源研究センターで生産された種苗その他生産物（以下「種苗」という。）の譲渡に関し必要な事項を定めるものとする。

(譲渡の申請)

第2条 種苗の譲渡を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、種苗譲渡申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を当該種苗を所管する森林資源研究センター所長、農林水産振興センター所長又は林業事務所長（以下「所長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 種苗の無償譲渡を受けようとする者は、申請書に植栽の位置図及び計画図を添付しなければならない。
- 3 所長等は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該種苗を譲渡することが適当であると認めるときは、譲渡する種苗の種類、数量、価格、譲渡代金の納付期限、引渡しの期間及び場所その他譲渡に関し必要な事項を決定し、申請者に対し通知するものとする。

(種苗の受領等)

第3条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、指定された場所及び期間内に種苗を受けとらなければならない。

- 2 前条第3項の規定による通知を受けた者は、譲渡代金を納付期限までに納付しなければならない。

(譲渡価格)

第4条 種苗の譲渡価格は、市場価格を勘案して、あらかじめ所長等が定めるものとする。ただし、競り売りに付する場合その他所長等が認める場合は、この限りでない。

(無償譲渡)

第5条 所長等は、種苗が次の各号のいずれかに供されるときは、無償で譲渡することができる。

- (1) 県が主催し、又は後援して行う造林又は普及行事等に用いる記念植樹若しくは展示林に供されるとき。

(2) 県が実施する試験研究の用に供されるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、所長等が公益性が高いものとして特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により無償で種苗の譲渡を受けた者は、当該種苗を第三者に譲渡してはならない。

(取消し)

第6条 所長等は、第2条第3項の規定により通知を受けた者が、指定された期間内に種苗を受けとらないときは、譲渡の決定を取り消すことができる。

(報告の徴収)

第7条 所長等は、特に必要があると認めるときは、種苗の譲渡を受けた者に対し必要な報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(林業種苗払下規定の廃止)

2 林業種苗払下規程（昭和47年沖縄県告示第21号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月26日告示第198号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

所長等 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

種 苗 譲 渡 申 請 書

林業種苗譲渡規程第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり種苗の（無償での）譲渡を申請します。

記

- 1 目的
- 2 樹種及び数量等

樹種	数量	植付場所	配布希望年月日	摘要